

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (仮称) 案に関する意見

【意見】

- ・施設従事者等による虐待防止の強化のため、運営基準を改正し、介護保険法に基づいている在宅・施設サービス事業所全てに虐待防止委員会の設置、指針の整備、従業者への研修、担当者を置くことの4点を義務づける点について賛成します。
- ・3年間の経過措置期間を設けることについては、2年間でよいと考えます。

【理由】

- ・厚生労働省における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査報告の中で、「虐待の発生要因」について、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が例年60%台を占めています。その項目について、平成27・28・29年度の調査報告では、さらに内訳が示され、「教育・知識・技術に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足」並びに「組織の教育体制、職員教育の不備不足」が合わせて50%以上を占め、虐待防止ならびに職員教育に関する組織的なマイナス要因に注目すべきことが指摘されており、体制整備の義務づけは必要と考えます。
- ・経過措置期間を設けるにしても、従前から指摘されている急務な課題であること、また、2年で行うことができると考えます。